



巻末資料

1. 策定の経緯

年月	内容
平成24年11月	移動に関する市民アンケートの実施（回収率 約38%）
12月	第1回交通基本計画庁内検討会議
平成25年 1月	第1回交通基本計画検討会議
2月	第2回交通基本計画庁内検討会議
2月	第2回交通基本計画検討会議
3月	第3回交通基本計画庁内検討会議
3月	第3回交通基本計画検討会議
5月	パブリックコメント

2. 尾張旭市交通基本計画検討会儀

(1) 検討会議名簿

区分	所属団体	氏名
会長	愛知工業大学	伊豆原 浩二
副会長	自治連合協議会	谷口 紀樹
構成員	自治連合協議会	塚本 榮
	名鉄バス株式会社	加藤 直樹
	豊栄交通株式会社	加藤 猛
	名古屋市交通局	宗田 和彦
	公益社団法人愛知県バス協会	長崎 三千男
	名古屋タクシー協会	永山 明光
	愛知県交通運輸産業労働組合協議会	小林 宏
	中部運輸局愛知運輸支局	西尾 和晴
	愛知県地域振興部交通対策課	柴山 卓也
	愛知県尾張建設事務所	林 由紀夫
	愛知県守山警察署	栃川 和彦
	愛知県建設部都市計画課	山口 豊
	名古屋鉄道株式会社	尾田 和之
	公募委員	城 文子
公募委員	寺田 千珠子	
公募委員	渡辺 鎮夫	

(2) 検討会議開催要綱

尾張旭市交通基本計画検討会議開催要綱

(目的)

第1条 尾張旭市交通基本計画（以下「交通基本計画」という。）を策定するにあたり、広く意見を求めるため尾張旭市交通基本計画検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都市交通体系のあり方に関する事。
- (2) 都市交通の基本方針に関する事。
- (3) その他検討会議において必要と認める事項に関する事。

(構成)

第3条 検討会議は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 住民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 鉄道事業者
- (8) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (9) 県の関係行政機関の職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、検討会議の構成員の中から依頼する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、原則として公開とする。

(意見の聴取等)

第6条 検討会議は、必要があるときは、構成員以外の者から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、尾張旭市都市整備部都市計画課が処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、検討会議が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月12日から施行する。
- 2 この要綱は、交通基本計画の策定及び公表が終了した日をもって、その効力を失う。

尾張旭市交通基本計画

平成25年7月

発行 尾張旭市

編集 都市整備部 都市計画課

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL (0561)53-2111(代表)

FAX (0561)52-0831

URL <http://www.city.owariasahi.lg.jp/>